

○宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則

平成28年 2月22日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、介護予防及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規則における用語は、この規則において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス（以下「第一号事業」という。）

ア 訪問型サービス

(ア) 旧介護予防訪問介護相当サービス

(イ) 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）Ⅰ類型 Ⅱ類型

(ウ) 住民主体による支援（訪問型サービスB）

イ 通所型サービス

(ア) 旧介護予防通所介護相当サービス

(イ) 緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

(ウ) 住民主体による支援（通所型サービスB）

ウ その他の生活支援サービス

エ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

オ 一般介護予防事業評価事業

（令5規則5-2・一部改正）

（総合事業の実施方法）

第5条 市長は、総合事業を通知別記1(1)ア(エ)の①(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあつては、同別記1(1)ア(エ)の①(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。

（平30規則21・一部改正）

（介護事業所による事業の費用）

第6条 総合事業を通知別記1(1)ア(エ)①の(b)(c)の方法により介護事業所が実施するときの第一号事業に要する費用の額は、別表第1のサービスの種類（以下「サービスの種類」という。）ごとに、同表に定める単位数に1単位の単価を乗じて算出するものとする。

2 前項の規定により第一号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（令4規則1・令5規則5-2・一部改正）

（介護事業所による事業支給比）

第7条 介護事業所による第一号事業支給費の額は、サービスの種類に応じ、前条にて算出された額の100分の90に相当する額とする。

（令5規則5-2・一部改正）

（一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等の介護事業所による事業支

給費の額)

第8条 第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者（次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。）の場合においては、前条の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

2 第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者の場合においては、前条の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

（令4規則1・令5規則5—2・一部改正）

（支給限度額）

第9条 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第一の質問項目の回答が様式第二に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）の第一号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の支給限度額相当とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等）により、市長が認めた場合は、事業対象者の第一号事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の支給限度額相当とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第10条 市長は、通知別記1の(1)ア（コ）及び（サ）の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、政令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

（令4規則1・一部改正）

（事業の委託）

第11条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、法第115条の47第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助の実施）

第12条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

（指導、監査）

第13条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第11条の規定により委託を受けて総合事業を実施する者及び前条の規定により補助を受けて総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

（介護事業所以外による事業の費用）

第14条 総合事業を通知別記1(1)ア(エ)①の(b)の方法により介護事業所以外が実施するときの第一号事業に要する費用の額は、別表第2に定めるものとする。

（令5規則5-2・追加）

（総合事業の利用手続）

第15条 居宅要支援被保険者等は、サービス事業を利用しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

3 前各項に定めるほか、総合事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令5規則5-2・旧第14条繰下）

（総合事業の利用料）

第16条 市長は、総合事業を通知別記1(1)ア(エ)①(a)又は(b)の方法により実施するとき、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業（第4条第2号アの事業を除く。）に要する費用の一部を負担させることができる。

(令4規則1・一部改正、令5規則5—2・旧第15条繰下)

(事業対象特定有効期間)

第17条 総合事業の事業対象者特定の有効期間は、設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その限りでない。

(平29規則42・一部改正、令5規則5—2・旧第16条繰下)

(サービスの利用制限)

第18条 サービスを利用しようとする者に介護保険料の滞納がある場合は、サービスは受けられないものとする。

2 前項の確認は、毎年5月1日及び更新時に行うものとする。

(令5規則5—2・旧第17条繰下)

(指定事業者の基準)

第19条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める基準に従い事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

ア 事業所が行う旧介護予防訪問介護に相当するサービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）

イ 事業所が行う旧介護予防訪問介護における基準該当サービスに相当するサービス 省令第140条の63の6第1号ロに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）

ウ 事業所が行う旧介護予防訪問介護における離島等におけるサービスに相当するサービス 省令第140条の63の6第1号ハに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）

(2) 通所型サービス

ア 事業所が行う旧介護予防通所介護に相当するサービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）

イ 事業所が行う旧介護予防通所介護における基準該当サービスに相当するサービス 省令第140条の63の6第1号ロに規定する基準（旧介護予防

通所介護に係るものに限る。)

ウ 事業所が行う旧介護予防通所介護における離島等におけるサービスに相当するサービス 省令第140条の63の6第1号ハに規定する基準(旧介護予防通所介護に係るものに限る。)

(3) その他の生活支援サービス

ア 事業者による配食サービス 市長が別に定める基準

イ 事業者による訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供 市長が別に定める基準

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号ア及び第2号アで定める基準において、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から保存しなければならない期間について、「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(平30規則21・一部改正、令5規則5-2・旧第18条線下)

(本市の区域の外の事業者に係る特例)

第20条 第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の要綱等で定めるところによる。

(令5規則5-2・旧第19条線下)

(指定拒否)

第21条 法第115条の45の3第1項に規定する指定(法第115条の45の6に規定する指定の更新を含む。)については、第19条に規定した基準を満たした事業者であっても、当該事業者を指定することにより、本市のサービス事業の供給量を超過する場合、その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業者を指定しないこととすることができる。

(令5規則5-2・旧第20条線下・一部改正)

(指定の更新)

第22条 省令第140条の63の7の規定による第一号事業者の指定の有効期間は、6年とし、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を

失う。

(平30規則21・一部改正、令5規則5—2・旧第21条繰下)

(指定事業者の変更事項の届出)

第23条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他指定の申請事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について市長に届け出なければならない。

2 前項の届出であって、第一号事業の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該第一号事業に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記録した書類を添付して行うものとし、管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3 指定事業者は、当該第一号事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に第一号事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

4 指定事業者は、休止した当該第一号事業を再開したときは、再開した年月日を市長に届け出なければならない。

(令5規則5—2・旧第22条繰下)

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令5規則5—2・旧第23条繰下)

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月22日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年1月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月8日規則第5—2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

（令5規則5—2・全改）

| 事業の種類 | サービスの種類 | 単位数 | 1単位の単価 |
|--------------|-----------------------------|--|--|
| 第一号事業訪問型サービス | 旧介護予防訪問介護相当サービス | 省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 | 10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める宮古島市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。 |
| | 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA I類型） | ①20～45分 180単位／回 ②45～60分 220単位／回 | |
| 第一号事業通所型サービス | 旧介護予防通所介護相当サービス | 通知別添1の2に定める単位 | 10円に単価告示に定める宮古島市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。 |
| | 緩和した基準によるサービス（通所型サービスA） | ①2～3時間 300単位／回 | |

別表第2（第14条関係）

（令5規則5—2・追加）

| サービスの種類 | サービス費 | 費用負担 |
|---------------|----------|--------|
| 緩和した基準によるサービス | 2,000円以内 | 200円以内 |

| | | |
|------------------|-----------|-----------|
| (訪問型サービスA II 類型) | (1回1時間以内) | (1回1時間以内) |
|------------------|-----------|-----------|